

福井市フットボールセンター管理運用業務に係る公募型プロポーザル実施要領

1 目的

「福井市フットボールセンター」について、管理業務の受託候補者選考にあたり、主たる業務の一つである利用促進、満足度向上事業等の能力を中心に審査するため、公募型プロポーザルにより選考を行う。

2 業務概要

- | | |
|----------|------------------------|
| (1) 業務名 | 福井市フットボールセンター管理運用業務 |
| (2) 業務内容 | 別添仕様書のとおり |
| (3) 業務期間 | 令和9年4月1日から令和12年3月31日まで |
| (4) 予定価格 | 29,853,000円（消費税等を含む。） |

【各年度の上限額】

令和9年度 9,951千円

令和10年度 9,951千円

令和11年度 9,951千円

※なお、参考見積書の金額が、業務に要する費用（予定価格）を超過した場合は失格とする。

3 選考方法

公募型プロポーザル

4 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件のすべてを満たしている者とする。

- (1) 福井市内に主たる営業所を有していること。
- (2) 福井市一般業務の委託に係る競争入札参加資格等に関する要綱（平成11年12月20日施行）の規定に基づき、福井市一般業務競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること又は公表日から本プロポーザルの参加申込書提出期限までの間に、福井市一般業務競争入札参加資格審査申請書を提出済みであること。なお、申請書を提出中の場合、資格審査において認定されなかった時点で本件に関する参加資格を喪失する。
- (3) 公表日から受託候補者特定の日までの間において、福井市物品調達等契約に係る指名措置等措置要領（平成14年4月1日施行）による指名停止措置又は指名除外措置を受けている者でないこと。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

- (5) 破産法（平成16年法律第75号）の規定により破産の申し立てがなされていないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申し立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (7) 役員（役員として登記又は届出はされていないが事実上経営に参画している者を含む。以下この号において同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）でないこと又は役員が暴力団（同条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者でないこと。
- (8) 参加申込をする時点において、当該プロポーザルに参加しようとする他の者との間に、次のいずれかに該当する資本的関係又は人的関係がない者であること。
 - ① 親会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第4号の親会社をいう。以下同じ。）と子会社（会社法第2条第3号の子会社をいう。以下同じ。）の関係（個人事業主又は会社の役員が他の会社の議決権総数の過半数を所有する場合における、当該個人事業者又は当該役員に係る会社との関係を含む。）
 - ② 親会社（個人事業主又は会社の役員が議決権総数の過半数を所有する場合における、当該個人事業者又は当該役員に係る会社を含む。）を同じくする子会社同士の関係
 - ③ 一方の会社の役員（個人事業主を含む。）が他方の会社の役員を現に兼ねている関係
 - ④ 一方の会社の役員（個人事業主を含む。）が他方の会社の管財人（会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人をいう。）を現に兼ねている関係
- (9) 当該プロポーザルにおいて、事業協同組合（中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条又は中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条に規定する組合又は団体をいう。）として参加する場合は、その組合員又は会員ではないこと。
- (10) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。
- (11) 複数の事業者により構成される共同体である場合は、次に掲げる項目を全て満たすこと。
 - ① 共同体の構成員は、3者以下とし、業務委託において当該共同体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うこと。
 - ② 共同体の構成員は、単独又は他の共同体の構成員として本プロポーザルに参加していないこと。
 - ③ 共同体の構成員は、上記(2)～(10)に掲げる事項を全て満たしていること。
 - ④ 共同体の構成員のうち1者以上は、上記(1)に掲げる事項も満たしていること。

5 募集方法

プロポーザルの実施については、福井市スポーツ課（以下「当課」という。）ホームページに掲載（公表）し、プロポーザル参加者を募集する。

6 プロポーザル参加申込書の提出

プロポーザルに参加する者は、次によりプロポーザル参加申込書を提出するものとする。

- (1) 提出期間 令和8年8月3日（月）～令和8年9月10日（木） 17時00分（必着）
- (2) 提出方法 持参又は郵送等（郵送等の場合は、書類の収受に争いが生じないように、配達記録の残る書類書留郵便等とすること。）
- (3) 提出先 〒910-0004
福井市宝永2丁目4-10
福井市商工労働部観光文化スポーツ局スポーツ課
- (4) 提出書類 プロポーザルに参加する者は、次のとおり必要書類を提出すること。
なお、共同体の場合、下記①、④は共同体を代表する者のみ、その他はすべての構成員について提出すること。
 - ①参加申込書 別紙【様式1】
 - ②参加資格誓約書 別紙【様式2】
 - ③参加事業者の概要、事業内容がわかる書類【任意様式】
 - ④共同体結成届 別紙【様式3】
（共同体を結成する場合のみ、共同体を代表する者が提出すること。）
 - ⑤その他の書類
福井市一般業務競争入札参加資格審査申請書を提出したことが分かる書類
（参加申込書の提出時点で、福井市一般業務競争入札参加資格審査申請書を申請中の場合のみ提出、本要領4参加資格(2)の資格者名簿に登録されている場合は不要）
- (5) 提出部数 1部

7 参加資格審査の結果通知

参加申込書を提出した者については参加資格要件を審査し、その結果を令和8年9月17日（木）までに電子メール等で連絡する。

8 質問及び回答

- (1) 提出期限 令和8年8月27日（木） 17時00分（必着）
- (2) 提出方法 「応募に関する質問票」 別紙【様式4】により、持参又は電子メールにて提出（持参又は電子メール以外の方法で提出された質問に対して

は回答しない。)

(3) 回答期限 令和8年9月3日(木)

(4) 回答方法 当課ホームページに掲載

9 企画提案書の提出

参加資格要件を満たした者は、次により企画提案書を提出するものとする。なお、企画提案内容については、別紙【様式5(記載要領)】を参照すること。

(1) 提出期限 令和8年10月2日(金)17時00分(必着)

(2) 提出方法 持参又は郵送等(郵送等の場合は、書類の収受に争いが生じないように、配達記録の残る書類書留郵便等とすること。)

(3) 提出先 〒910-0004

福井市宝永2丁目4-10

福井市商工労働部観光文化スポーツ局スポーツ課

(4) 提出書類 企画提案書 別紙【様式5】

(5) 提出部数 原本1部、副本8部

10 受託候補者の選定等

(1) 企画提案書の審査

企画提案書の審査は、別に設置する「審査委員会」において、企画提案書を提出した者(以下「提案者」という。)によるプレゼンテーションを実施し、総合的に審査した上で、受託候補者を1者選定する。プレゼンテーションの実施日時及び実施場所等の詳細は別途通知する。

① プレゼンテーション日時

令和8年10月23日(金)午前(予定)

② 留意事項

・プレゼンテーションは、各提案者30分(説明時間15分、質疑応答15分)以内とする。

・プレゼンテーションで使用するスクリーン及びプロジェクターは市で準備する。

※使用を希望する場合は事前に連絡すること。

・プレゼンテーションは、本業務の責任者又は担当者が行うこと。

・出席者は4名以内とする。なお、共同体については、代表者及び構成員各1名以上は必ず出席すること。

(2) 審査基準

プロポーザルは以下の審査基準に基づき、合計100点満点で審査する。なお、評価項目合計の6割以上を最低基準点と定める。

審査項目	審査内容	配点
運営体制	・本業務を安全かつ安定的に遂行できる運営体制か。	25
委託料	・コストパフォーマンスは優れているか。 ・必要となる経費、費目を過不足なく考慮し、適正な積算となっているか。	20
利用促進 満足度向上	・具体的な利用促進、満足度向上策になっているか。 ・施設の利用増、満足度向上が現実的に期待できるか。	30
地域貢献	・地域雇用や地元への還元が期待できるか。	15
業務実績	・円滑な実施が期待できる過去の実績等があるか。	10

(3) 選定結果の通知

選定結果は、提案者全者に対し、令和8年10月下旬（予定）に当課ホームページ及び書面で通知する。

1.1 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (4) 審査結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

1.2 契約の締結

本業務に係る契約は、選定結果の通知後に締結する。

発注者は、受託候補者として選定された者との間で企画提案書等の内容を元に、業務履行に必要な具体的な協議を行った上で、随意契約による委託契約を締結する。なお、その際には、選定された者は改めて見積書を提出するものとする。

また、次の場合には、発注者は契約締結を取り消す場合がある。

- (1) 受託候補者として選定された者が、契約の締結に応じないとき。
- (2) 財務状況の悪化等により業務の履行が確実にない恐れがあるとき。
- (3) 提出書類に、故意に虚偽の記載をした場合
- (4) その他、著しく社会的信用を損なう行為等により、委託契約が不可能又は著しく不適当となるような事情が生じた場合

1.3 その他留意事項

- (1) 提出された企画提案書は返却しない。また、必要に応じて複写を行う場合がある。

- (2) 企画提案に関する経費は全額提案者負担とする。
- (3) 提出期限後における応募書類の再提出及び差換えは認めない。
- (4) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とする。
- (5) 提出書類は本プロポーザルの実施以外の目的では使用しない。
- (6) 応募書類の提出後、都合により参加を辞退する場合は、速やかに書面により当課に提出すること。
- (7) 提案内容に含まれる特許権など法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、原則として提案者が負う。
- (8) 業務履行上知り得た情報を他に漏らしてはならない。
- (9) 企画提案書は、仕様等を踏まえた上で、提案の特徴を明確にするとともに、業務を実現するために可能な限り具体的な内容を記載すること。
- (10) 福井市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、原則として開示の対象となる。ただし提案者が事業を営む上で、正当な利益を害すると認められる情報は不開示となる場合がある。なお、本プロポーザルの受託候補者特定前において、決定に影響が出るおそれがある情報については決定後の開示とする。また、当該プロポーザル実施に関する情報については随時、市ホームページに掲載するものとし、審査結果には、提案事業者数及び受託候補者を掲載する。
- (11) 企画提案の内容については、当課と協議の上、変更して実施することがある。
- (12) 受託者は、この事業の実施に当たって、当課との協議なしに単独でスポンサーを募ってはならない。
- (13) その他、不明な点については、当課に照会すること。

14 スケジュール

実施要領等の公表	令和8年8月3日(月)
参加申込書の提出期間	令和8年8月3日(月)～9月10日(木)17時00分(必着)
質問期限	令和8年8月27日(木)17時00分(必着)
質問回答期限	令和8年9月3日(木)
参加資格審査の結果通知	令和8年9月17日(木)
企画提案書の提出期限	令和8年10月2日(金)17時00分(必着)
審査(プレゼンテーション)	令和8年10月23日(金)午前(予定) ※予定
選定結果の通知	令和8年10月下旬 ※予定
業務委託契約締結	令和8年11月中旬 ※予定

15 問い合わせ先

〒910-0004

福井市宝永2丁目4-10

福井市商工労働部観光文化スポーツ局スポーツ課（担当：川口・高尾）

TEL：0776-20-5355

E-mail：sports@city.fukui.lg.jp